

環境確保条例第117条に基づく調査の実施について

調査概要

目的

土壤汚染対策として行う敷地全域にわたる土壤の入れ替えが、環境確保条例第117条の規定による土地（3,000㎡以上）の改変に該当するため、土壤及び地下水の汚染状況を調査する必要がある。

これまで、土壤汚染対策の検討に必要な、土壤・地下水の詳細調査及び絞込調査を実施しており、この調査結果に加え、同条例が求める調査内容を満たすため、地下水で環境基準を超え、10倍以下の汚染物質が検出された箇所において、土壤ボーリング調査を実施する。

内容

工場操業時の地盤面から不透水層上端まで、深さ方向に1m間隔で土壤を採取、分析する。

調査箇所

約1,000箇所（約7,500検体）

調査スケジュール

平成21年1月下旬	調査着手
平成21年8月末	調査結果とりまとめ

調査結果への対応

土壤汚染が確認された場合、専門家会議から提言された対策である、環境基準を超える汚染物質をすべて除去することから、問題はない。

土壤・地下水の詳細調査 （調査実施済み）

敷地全体にわたり、10mメッシュで土壤（表層）と地下水を採取、分析。

・土壤で環境基準を超過した箇所
・地下水で環境基準の10倍を超えた箇所

絞込調査 （調査実施済み）

深さ方向に1m間隔で、土壤を採取、分析。

・地下水で環境基準を超え、
10倍以下の箇所

今回の調査

